

備考

住民税の寄付金控除は、税額控除方式に変更されました。平成20年以後に支出した寄付金から適用されます。

住民税の控除対象寄付金は、④が追加されました。都道府県の指定については4%が、市区町村の指定については6%が税額控除されます。

所得税の「政党等に対する寄付金控除」の控除額の計算は、「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」でおこない、申告書と一緒に提出します。

※寄付金控除の適用は領収書の添付が必要です。

①夫と死別し又は離婚してから婚姻をしていない人あるいは夫の生死が不明である人で、扶養親族又は生計を一にする子がある人、②上記①に掲げる人のほか、夫と死別してから婚姻をしていない人や夫の生死が不明である人で、合計所得金額が500万円以下の人

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人

妻と死別又は離婚してから婚姻をしていない人で扶養親族等である子が有り、かつ合計所得金額が500万円以下の人

合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の学生

本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合。介護保険の要介護認定者は障害者控除（又は特別障害者控除）を受けられます。市町村等で「障害者控除対象者認定書」の発行を受けて下さい。

他の人の扶養親族や青色事業専従者、白色事業専従者に該当しない配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人

本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者（他の人の扶養親族や青色事業専従者、白色事業専従者に該当するものを除く）のある人

①年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が23年分の申告から廃止されました。②年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額は38万円になります。③扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合には、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改定前：40万円）に引き上げられました。扶養親族とは配偶者以外の親族で、他の人の控除対象配偶者・扶養親族や青色事業専従者、白色事業専従者に該当しない合計所得金額が38万円以下の人

特定扶養親族とは、扶養親族で、平成23年分の場合、平成元年1月2日から平成4年1月1日までの間に生まれた人をいいます。老人扶養親族とは平成23年分の場合、昭和17年1月1日以前に生まれた人をいいます。同居老親とは本人又は配偶者の直系尊属で同居している人

特定扶養親族とは、扶養親族で、平成23年分の場合、昭和64年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた人をいいます。

配偶者控除額と配偶者特別控除額

(1) 所得税 (表A)

	配偶者のパート年収	配偶者の年所得	所得控除額		
			配偶者控除	配偶者特別控除	
控除対象配偶者	0~699,999	0~49,999	380,000円	平成16年分の申告から廃止	
	700,000~749,999	50,000~99,999	380,000円		
	750,000~799,999	100,000~149,999	380,000円		
	800,000~849,999	150,000~199,999	380,000円		
	850,000~899,999	200,000~249,999	380,000円		
	900,000~949,999	250,000~299,999	380,000円		
控除対象配偶者以外の配偶者	950,000~999,999	300,000~349,999	380,000円	平成16年分の申告から廃止	
	1,000,000~1,029,999	350,000~379,999	380,000円		
	1,030,000円	380,000円	380,000円		
	1,030,001~1,049,999	380,001~399,999	—		380,000
	1,050,000~1,099,999	400,000~449,999	—		360,000
	1,100,000~1,149,999	450,000~499,999	—		310,000
	1,150,000~1,199,999	500,000~549,999	—		260,000
	1,200,000~1,249,999	550,000~599,999	—		210,000
	1,250,000~1,299,999	600,000~649,999	—		160,000
	1,300,000~1,349,999	650,000~699,999	—		110,000
1,350,000~1,399,999	700,000~749,999	—	60,000		
1,400,000~1,409,999	750,000~759,999	—	30,000		
1,410,000円以上	760,000円以上	—	—		

(2) 住民税 (表B)

	配偶者のパート年収	配偶者の年所得	所得控除額		
			配偶者控除	配偶者特別控除	
控除対象配偶者	0~749,999	0~99,999	330,000円	平成16年分の申告から廃止	
	750,000~799,999	100,000~149,999	330,000円		
	800,000~849,999	150,000~199,999	330,000円		
	850,000~899,999	200,000~249,999	330,000円		
	900,000~949,999	250,000~299,999	330,000円		
	950,000~999,999	300,000~349,999	330,000円		
控除対象配偶者以外の配偶者	1,000,000~1,029,999	350,000~379,999	330,000円	平成16年分の申告から廃止	
	1,030,000円	380,000円	330,000円		
	1,030,001~1,099,999	380,001~449,999	—		330,000
	1,100,000~1,149,999	450,000~499,999	—		310,000
	1,150,000~1,199,999	500,000~549,999	—		260,000
	1,200,000~1,249,999	550,000~599,999	—		210,000
	1,250,000~1,299,999	600,000~649,999	—		160,000
	1,300,000~1,349,999	650,000~699,999	—		110,000
	1,350,000~1,399,999	700,000~749,999	—		60,000
	1,400,000~1,409,999	750,000~759,999	—		30,000
1,410,000円以上	760,000円以上	—	—		

※本人が65歳以上の場合に適用されていた老年者控除（所得税50万円、住民税48万円）は平成17年分から廃止されました。

誤

正

注 ①年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が23年分の申告から廃止されました。②年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額は38万円になります。③扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合には、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改定前：40万円）に引き上げられました。扶養親族とは配偶者以外の親族で、他の人の控除対象配偶者・扶養親族や青色事業専従者、白色事業専従者に該当しない合計所得金額が38万円以下の人

誤

特定扶養親族とは、扶養親族で、平成23年分の場合、平成元年1月2日から平成4年1月1日までの間に生まれた人をいいます。

老人扶養親族とは平成23年分の場合、昭和17年1月1日以前に生まれた人をいいます。

同居老親とは本人又は配偶者の直系尊属で同居している人

正

特定扶養親族とは、扶養親族で、平成23年分の場合、昭和64年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた人をいいます。